

会議の移行について

【現行】

① 大分県働き方改革推進会議 ～労働施策総合推進法第10条の3に基づく「協議会」を兼ねる～

主 催：大分労働局・大分県 平成28年12月設置
目 的：誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できる社会の実現と、人口減少社会における
労働力不足の克服に向け、大分県における働き方改革の機運醸成及びその推進を図る
委 員：経済5団体会長、日本労働組合総連合会大分県連合会長、
企業経営者、社会保険労務士、大分大学下田教授(※会長)
開催状況：毎年開催、「働き方改革共同宣言・目標」の設置・達成状況確認

② 大分県政労使会議（地方版政労使会議）～労働施策総合推進法第10条の3に基づく「協議会」を兼ねる～

主 催：大分労働局 令和6年2月設置
目 的：大分県における働き方改革をより一層推進するため、関係機関・団体が実施すべき事項など
各種情報を共有することにより、生産性向上や人材確保対策など、経営全般にわたるきめ
細かな支援に向けた取組を強化する
構成機関：経済5団体、日本労働組合総連合会大分県連合会、(一社)大分県銀行協会、
九州経済産業局、大分県、大分労働局(※会長)＋有識者等
開催状況：令和6年2月29日開催、メッセージ採択「賃上げに向け取り組む」

【今後】

2つの会議の目的・構成委員(機関)がほぼ同一であることから、2つの会議を1つに統合する

<審議内容>

- ・働き方改革共同宣言・目標の達成状況確認、働き方改革の取組等について議論
- ・人材確保対策や賃上げ等、その時々に応じたテーマについて議論